

○防衛省告示第五十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還及び共同使用が令和三年二月二十六日次のとおり決定された。

令和三年三月三日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
五一一八	崎辺海軍補助施設	佐世保市	国有	土地…約一二九、〇〇〇平方メートル	
			国有	建物…約七四〇平方メートル	
			国有	工作物…鋪床等	

令和三年一月二十五日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇六四 那覇港湾施設

那覇市

国有

土地…約五、二〇〇平方メートル

民有

土地…約四二、〇〇〇平方メートル

水域…約一二、〇〇〇平方メートル

沖縄防衛局が浚渫工事の作業用地等とし

て共同使用する。

使用期間…令和五年三月三十一日までの

間